

# 予算特別委員会

令和3年12月16日

葛城市議会

## 予 算 特 別 委 員 会

1. 開会及び閉会 令和3年12月16日（木） 午後5時00分 開会  
午後5時24分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員

委員長	増 田 順 弘
副委員長	杉 本 訓 規
委 員	西 川 善 浩
〃	柴 田 三 乃
〃	梨 本 洪 珪
〃	奥 本 佳 史
〃	松 林 謙 司
〃	谷 原 一 安

欠席した委員 な し

4. 委員以外の出席議員

議 長	川 村 優 子
議 員	横 井 晶 行
〃	坂 本 剛 司
〃	吉 村 始
〃	藤井本 浩

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

市 長	阿 古 和 彦
副 市 長	溝 尾 彰 人
教 育 長	椿 本 剛 也
総務部長	吉 村 雅 央
総務部理事	米 田 匡 勝
総務財政課主幹	内 蔵 清
保健福祉部長	森 井 敏 英
社会福祉課長	林 本 裕 明
こども未来創造部長	井 上 理 恵
こども未来創造部理事	板 橋 行 則
子育て福祉課長	吉 村 浩 尚

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	岩 永 睦 治
書 記	吉 田 賢 二
〃	福 原 有 美

7. 付 議 事 件 (付託議案の審査)

議第75号 令和3年度葛城市一般会計補正予算(第5号)の議決について

開 会 午後5時00分

**増田委員長** ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しておりますので、これより予算特別委員会を開会いたします。

朝9時半から再度の予算特別委員会でございます。もう少しのご審議でございますけれども、最後までよろしくご審議賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

それでは、委員外議員のご紹介をさせていただきます。横井議員、坂本議員、吉村議員、藤井本議員。

発言される場合は、必ず挙手をいただき、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押してからご起立をいただき、必ずマイクを近づけてからご発言いただきますようお願いを申し上げます。

葛城市議会では、会議室内における新型コロナウイルス感染対策を行っております。また、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おきを願います。

それでは、ただいまより本委員会に付託をされました付議事件の議事に入らせていただきます。

議第75号、令和3年度葛城市一般会計補正予算（第5号）の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

米田総務部理事。

**米田総務部理事** 総務部の米田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。お時間のほうが長くなっておりますけれども、もう少しお願いいたします。

それでは、ただいま上程となっております議第75号、令和3年度葛城市一般会計補正予算（第5号）について、ご説明を申し上げます。

この度の補正予算につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化している中で、住民税非課税世帯や子育て世帯などへの支援を目的とした国の経済対策として掲げられている事業でございます。まず初めに、補正予算書の1ページをお願いいたします。

第1条では、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億7,057万5,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ178億2,844万2,000円とするものでございます。

続きまして5ページのほうをお願いいたします。歳出の事項別明細書より各款の補正予算についてご説明を申し上げます。2款総務費でございます。1項1目一般管理費で、補正額は62万円でございます。人件費の補正でございます。続いて3款民生費でございます。1項9目住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業費で、補正額は4億1,936万7,000円、うち人件費では221万4,000円、また住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業で4億1,715万3,000円でございます。こちらは支給対象世帯への給付金などでございます。

続いて6ページをお願いいたします。2項9目子育て世帯臨時特別給付金事業費で、補正額は3億5,058万8,000円で、うち人件費では17万9,000円、また子育て世帯臨時特別給付金

事業（令和3年度）で3億5,040万9,000円でございます。こちらは18歳以下の方への10万円給付に関する政府指針の変更を受けまして、この度の補正予算で計上させていただいております5万円を加えまして、現金一括で10万円の給付を行うこととするものでございます。

続きまして、歳入に移らせていただきます。事項別明細書の4ページをお願いいたします。14款国庫支出金、2項2目民生費国庫補助金でございます。補正額が7億7,057万5,000円の追加となっております。これら2つの事業におきましては、全額国庫補助金となっております。

以上、本補正予算についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

**増田委員長** ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

谷原委員。

**谷原委員** よろしく申し上げます。

ページ数でいくと5ページになります。歳出の3款民生費、1項9目の住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業費であります。これの支給対象はどうなってるのでしょうか。具体的に住民税非課税等と付いてありますので、この支給対象がどんなものか、また併せて人数、これについてお伺いいたします。

もう一つ、これは財政上のことなので、もう予算の作り方になると思いますが、4ページの歳入のところなんですけれども、14款国庫支出金、2項2目の民生費国庫補助金ということで、この度の住民税非課税世帯等臨時特別給付金と、それから子育て世帯臨時特別給付金につきましては、特に2番目の分については年内に10万円支給したいということで今回のこういう運びになったと思いますが、国のほうの臨時国会、まだ参議院での審査になってると思いますけれども、見込みで上げるというふうな形になっていると思うんです。だから、普通、財政調整基金から借りて、入った時点でまた精算するというふうなことなのかなと、私はもう素人やからよく分からないので、そういうのが筋かなと思ったんですが、従来、予算につきましては、これだけにかかわらず、いわゆる一般会計予算につきましても、立てるときにある程度国庫補助金については見込みで立てて、確定じゃなくて予算を組んではるのかなと、そこら辺がどうなってるんかということだけ教えていただけますか。その2点、お願いいたします。

**増田委員長** 林本課長。

**林本社会福祉課長** 社会福祉課、林本です。よろしくお願いいたします。

ただいまの谷原委員のご質問に答えさせていただきます。この住民税非課税世帯等臨時特別給付金の対象ということでご質問ですけれども、大きく分けて二通りございます。まず1点目は基準日において世帯全員の令和3年度分の住民税の均等割が非課税である世帯ということになっております。こちらにつきましては、ただ住民税が非課税世帯であっても、別に住んでおられる世帯の課税の方から、例えば扶養親族、税扶養に取られてる方のみからなる世帯については除くという決まりとなっております。これが大体4,000世帯中の約3,700世帯というので見込んでおります。

あともう一通りのほうなんですけども、こちらは家計急変世帯ということで、令和3年度分の住民税均等割、これが仮に課税であっても、通常、住民税は令和3年度は令和2年の1月から12月の所得に対するものですので、どうしてもその時点で1年以上のタイムラグが生じますので、こういったことも配慮して、令和3年1月以降に、こちらは家計が新型コロナウイルス感染症の影響を受けて悪化し、令和3年度分の先ほど申しあげました住民税均等割が非課税世帯である世帯と同様の事情にあると認められる世帯ということで、300世帯を想定しております。合計で4,000世帯ということで、1世帯当たりの10万円の給付ということになります。

以上です。

**増田委員長** 溝尾副市長。

**溝尾副市長** 予算の組み方は様々な方法があると思います。私が確認している中でも、ほかの自治体で、おっしゃるとおり財政調整基金でやってる事例もあれば、国庫補助金を入れている事例もあると思います。前提といたしましては、閣議決定ないし予算案が提出されていれば、それを見込んで入れるというやり方はあるかと思います。現に、これはもうほぼ全自治体そうだったかと思いますが、昨年度の全国民の10万円給付については、予算が成立前にどこの自治体もそれを前提に10万円の財源、国庫補助金を入っていたかと思いますので、こういう方法で今回もやらせていただいたということでございます。

**増田委員長** 谷原委員。

**谷原委員** 2番目のほうは大変よく分かりました。勉強になりました。ありがとうございます。

この住民税非課税世帯等についての臨時特別給付金なんですけれども、いわゆる家計急変のところでコロナ対応ということで、所得税が発生してたととしても、そのコロナの時期、家計が急変したと。これはどのように捕捉される、あるいは申請になるのか、もう既に捕捉されているのか、いろんな形で去年もいろいろな事業がありましたから、これはどういうふうな形なんですか。住民税非課税のほうは、多分、これは税務課のほうで把握されていると思うんですが、その後の分はどういう把握になっているかお聞かせください。

**増田委員長** 林本課長。

**林本社会福祉課長** 社会福祉課の林本です。よろしく申し上げます。

先ほど申しあげたように、住民税非課税世帯につきましてはある程度把握できる部分でもありますので、プッシュ型ということになります。ただ、家計急変世帯は、委員ご指摘のとおり、どういう形でということで具体的にはまだ決まってはおりませんが、今後、基本的には令和3年1月以降の家計急変ということですので、一応今の段階では任意の1か月の収入、これを例えば掛ける12をして、先ほど申しあげましたように住民税の均等割がかからないケースであれば、それは申請に基づいて申請いただくと。あくまでも新型コロナウイルスの影響によって収入が減ったということが大前提ですので、そこは自己申告のチェックでなるのかなというふうに、今のところそういう想定をしております。

以上です。

**増田委員長** 谷原委員。

**谷原委員** 持続化給付金と同じような形ですかね。1つの月が、前月のあれ見て12分の1で割ってその比較をするという形で、大きく減ってるところは認めると。それは自己申告ということですね。だけど、国保税の減免とか、既に新型コロナウイルスの家計急変ということでいろんな事業をやっておられますので、そこでプッシュするということは難しいんですかね。ちょっと基本難しいけども全部申請で、そしたら広くアナウンスすることが必要になりますので、本当に広くアナウンスすることになるので、できるだけ捕捉をして、せっかく政府がこういう事業としてやられるわけですから、そこら辺のお考えを、どういうふうに捕捉する、あるいは申請してもらおうと、そこをお聞かせ願えますか。

**増田委員長** 林本課長。

**林本社会福祉課長** 社会福祉課の林本です。

今おっしゃいましたとおり、確かに事業スキームがまだ決まっておられません。ただ、当然こういう申請型ということになると、いかにその啓発するかということが多分キーポイントになるというのはもう重々分かっておりまして、もちろんいろんな媒体を使って広報する。それとあと、私どもの役所のほうに、いろんな多分、納税も含めての相談、または生活困窮の相談、関連する社会福祉協議会で、当然、今、生活福祉資金のコロナの特例の貸付もありますので、そういった相談窓口においてもきちっとその辺をつなぐということが大事ではないかなというふうに考えてます。そういった連携を図っていきたいと考えてます。先ほど申し上げましたような、いろんなほかの今も把握してる部分を活用するかどうかというのは、まだ決定しておられません。

**増田委員長** 谷原委員。

**谷原委員** どうもありがとうございました。10分の10の補助事業ですので、できるだけ広く市民に恩恵が行きますようによろしくお願いします。

以上です。

**増田委員長** ほかに質疑はありませんか。

西川委員。

**西川委員** 今の谷原委員の質疑のほうで関連するんですけど、国はそのプッシュ型でずっとこのやつは行こうと思ってると思うんですけど、その時期なんですけど、恐らく3月末までにはしやなあかんのかなとかは思うんですけど、これ大体時期というのはどれぐらいをめどに思っていますか。

それともう1個、今度は子どものほうなんですけど、それ18歳、今、子育ての児童手当、あれをもらってはる方はスムーズに行くと思いますけど、高校生、18歳、17歳、16歳ぐらいの人らというのはどういうふうなスキームで今後やっていかれるのか、ちょっとお聞きしたいです。

**増田委員長** 林本課長。

**林本社会福祉課長** 社会福祉課、林本です。よろしくお願いします。

ただいまの西川委員のご質問に答えさせていただきます。時期というのが、スケジュール的な話になるんですけども、現時点で具体的なスケジュールというのはこちらで申し上げる

ことができません。まだ決まっておりません。ただ、今後、国の支給要領等が正式に発出されます。そしたら、それに基づいて葛城市として事業スキームを早急に決めて、少しでも困っておられる方たちへの給付金の支給にスピード感を持って対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

**増田委員長** 吉村課長。

**吉村子育て福祉課長** 子育て福祉課、吉村でございます。

高校生と公務員は申請が必要なんですけれども、もう既にうちのほうである程度調べさせていただいて、もう既に申請のほうは送らせていただいておりますので、ほぼほぼカバーできるかなと考えております。

以上でございます。

**増田委員長** 西川委員。

**西川委員** ありがとうございます。まず1点目のほうは、やっぱり子どもばかりと言われるところ以外のところからもいろいろ聞こえてきてます。やっぱりそれを一刻も早く給付をしてあげたらなと思うので、スピード感を持ってやっていただけたらなと思います。

それと、高校生と公務員、それについてはもうほんなら、申請を出していただいで同じように24日ぐらいには振り込めるん違うかなというめどは立ってるということによろしいでしょうか。

**増田委員長** 井上部長。

**井上こども未来創造部長** こども未来創造部の井上でございます。

高校生の部分でございます。高校生の方なんですけれども、ごきょうだいが今、児童手当をもらってらっしゃる方、高校生のおられる家庭で今、児童手当をもらってらっしゃる方につきましてはプッシュ型ですので、それは申請不要で、21日と言ったのが24日の予定で動いているところでございます。それ以外に、高校生のみ、お子さんが高校生しかおられないと、そういったときには口座を申請してもらわなあかんようになるんです。そちらが1,440名ぐらいなんですけれども、昨日の時点でそのうちの半分ぐらいはもう申請しておられますので、そちらにつきましてはできるだけ24日、もしくは年内というところで、今、動いておるところでございます。

以上でございます。

**増田委員長** 西川委員。

**西川委員** そうですね。これ相手あつてのことやからなかなか難しいと思いますけど、もし来てても忘れてはるということもあると思うんで、何か啓発をしていただければなというところで、ホームページとかでもしていただければなというところでございます。

以上です。

**増田委員長** ほかに質疑はありますか。

杉本副委員長。

**杉本副委員長** 今の続きなんですけれども、今、半分ぐらい申込み来られてて、これは、中身を僕、



見たことないんですけど、そこにはもうもらいます、口座を書く欄があるんですかね。申請書というか。

それと、あと今、西川委員もおっしゃったみたいに、残り半分の方はまだということじゃないですか。この方々については、再度何かしたりという話はもう、要らないとおっしゃる方がおられるかどうか僕分らないですけども、その残りの半分の方についてはこれからどうお考えなんですかね。

**増田委員長** 井上部長。

**井上こども未来創造部長** ただいまのご質問でございます。まず1点目でございます。申請書の中には、もちろん口座、受取方法というところを書く部分がございます。ここを書いていただいたら、我々ども振込先が分かるという仕組みになっております。そして、残りの方につきましては、今はできるだけ早く一括の分で急いで対応しておりますので、その後になります、しっかりと広報等で申請していただくように呼び掛けていきたいと思っております。

以上でございます。

**増田委員長** 杉本副委員長。

**杉本副委員長** そしたら、それはその最終期限みたいなのはあるんですかね。それはいつまでにやったださいみたいなんですが。それで僕ら全員に10万円いただいたときには、もらいたいです、もらいたくないですになってたと思うんです。もらいたくないですという欄はあるんですかね、そこに。僕、要りませんという方の数字は把握しとったほうがええかなと思うんですけど、その辺いかがですかね。

**増田委員長** 井上部長。

**井上こども未来創造部長** まず1点目でございます。1点目の部分につきましては、対象が令和3年度ということですので、前回は振込のことを考えたら2月末までにはできるだけやってほしいというような思いはありましたけれど、できるだけその期限というのは長くできればいいなと思っております。今、即答できればいいんですけど、ぎりぎりのところまでしっかりと受け付けたいと。年度内の支給というのになりますので、それが受け付けて数日振込までにかかるというところも考えましたら、前回の分が2月末で一旦切らせていただきまして、その後は相手と要相談というところになってたと思うんですけど、今回もできるだけ年度内の申請ある分はさせていただければなとは思っております。それが1点目です。

そしてもう一つは、今回のその書類の中に、要りませんよという部分があるかということなんですが、要らん場合は連絡してきてくださいということになっております。連絡がなければもうそれは成立したことになりますので、いついつに振り込むのでそれまでに要らなければ言うてくださいというような文面になっております。

以上でございます。

**増田委員長** 杉本副委員長。

**杉本副委員長** もう3回目なんであれなんですけど、その用紙を見たことないんですけど、それはもう全国大体統一なんかな。でも、それは絶対使わなければならぬやたらならんでしやあないんですけど、それちょっと何か優しくないような気がするんです。やっぱり連絡くださ

いじゃなしに、もう投函してもう要らんところにチェック入れたら終わりみたいな形にしてもええんかなと思うたりするんですけど、その辺はちょっと考えていただいて。もう1個、期限は今、何か希望なんかなと思いつながら聞いてたんですけども、その辺も、半分の方はまだどんな状態か分からないですけども、その期限というても2月とかやったらもうあと2か月ぐらいになるわけじゃないですか。そこまでしっかりとこの意思表示をしていただけるように考えていただいて、もう要らんわと放ってる人はしゃあないと思うんですけど、ほんまに困ってはんに気づいてない人、これを拾い上げなあかんと思うんです。そこの工夫だけは、あと700人ぐらいとおっしゃったんですかね。努力すれば何とかなる数字なんかなと思うたりもするんで、ちょっとお願いしておきます。

以上です。

**増田委員長** ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**増田委員長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

**増田委員長** ないようであれば、これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**増田委員長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第75号議案を採決いたします。本案を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**増田委員長** 異議なしと認めます。よって議第75号は原案どおり可決することに決定をいたしました。

以上で、本委員会に付託をされました議案の審査は終了いたしました。

ここで委員外議員から発言の申出があれば許可をいたします。

(「なし」の声あり)

**増田委員長** ないようですので、委員外議員の発言を終結いたします。

これをもって予算特別委員会を閉会いたします。

閉 会 午後5時24分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

予算特別委員会委員長

増田 順弘